

大森山動物園における高病原性鳥インフルエンザの発生について

生活衛生課
自然保護課

1 経緯

- 11月15日 コクチョウが1羽死亡し、簡易検査の結果、陽性反応を確認
環境省が発生地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
- 11月17日 同じ飼育舎内のコクチョウ1羽も死亡し、簡易検査の結果、陽性反応を確認
- 11月21日 死亡したコクチョウ2羽の確定検査の結果、「高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）」を検出
- 11月22日 環境省の野鳥緊急調査チームが野鳥の生息状況、動物園内外の採水などの調査を実施（～11月25日）
- 11月23日 コクチョウと同じ飼育舎で飼養されていたシロフクロウが2羽死亡し、簡易検査の結果、1羽から陽性反応を確認
- 11月30日 死亡したシロフクロウ2羽の確定検査の結果、いずれからも「高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）」を検出

2 これまでの対応について

①体制

- ・ 簡易検査で陽性反応が確認された11月15日に、関係課長からなる「連絡会議」を立ち上げ、情報の共有を図るとともに、県民等への適切な情報提供や注意喚起を行った。
- ・ 確定検査で「高病原性鳥インフルエンザウイルス」が検出された11月21日に、全庁で組織する「危機管理連絡部」を設置し、県民の不安の解消や感染の拡大防止に取り組んでいる。

②相談対応

- ・ 県民へ鳥インフルエンザの正確な情報を提供するとともに、11月16日に生活衛生課に総合相談窓口を設置し、土日も含めて県民からの相談等に対応している。
- ・ 鳥インフルエンザに対する感染不安に対応するため、11月21日には各保健所にも相談窓口を整備するとともに、医療機関に対し、人への鳥インフルエンザ感染を疑う患者を診察したときは、保健所に連絡するように依頼した。

③監視・指導・周知

- ・ 11月16日以降、野鳥監視重点区域において、土日も含めて毎日2班体制でパトロールを実施している。また、警察においても、パトロールの中で重点区域内の野鳥の状況を確認している。
- ・ 11月16日に、動物園に対して、園内の他の鳥類への感染の確認など、対応に万全を期すよう指示するとともに、動物園内の消毒に必要な防護服等の資材の提供や消毒方法などの防疫対策に係る助言・協力を行っている。

動物園ではこれを受けて、園内の他の鳥類について、感染の有無を注意深く観察し、異状があった場合は簡易検査を行うほか、施設の消毒等の感染防止対策を実施している。

- ・ 11月16日に、鳥類を飼養している動物取扱業者に対し、情報を提供するとともに、異状時の早期通報や、飼養衛生管理対策（防鳥ネットの設置や消毒）の徹底を図った。

※11月30日現在、県内の野鳥、飼育鳥に大量死等の異常は認められない。

※これまでの相談件数（総合相談窓口＋関係課）【平成28年11月30日現在】

相談内容	件数
人の健康相談に関する事	11
家きんに関する事	1
愛玩鳥に関する事	3
卵、鶏肉に関する事	0
野鳥に関する事	69
その他	5
累計	89

3 今後の対応について

- ・ 県民に鳥インフルエンザに関する情報を適宜提供するとともに、総合相談窓口へ寄せられた相談への対応を、引き続き実施していく。
- ・ 動物園や鳥類を飼養している動物取扱業者の状況を随時確認するとともに、重点区域内の野鳥の監視を継続し、異状が確認された場合は、速やかに適切な対応を行っていく。

※参考（生活環境部以外の各部局の主な対応について）

【総務部】

- ・ 関係課長からなる「連絡会議」を設置した。（再掲）
- ・ 全庁で組織する「危機管理連絡部」を設置した。（再掲）

【健康福祉部】

- ・ 生産活動の一環として鶏の飼育を行っている障害福祉サービス事業所に対して、注意喚起を通知した。
- ・ 各保健所に相談窓口を整備するとともに、医療機関に対し、人への鳥インフルエンザ感染を疑う患者を診察したときは、保健所に連絡するよう依頼した。（再掲）

【農林水産部】

- ・ 全養鶏農家の飼養管理状況の現地確認と適正な管理に係る指導を実施した。
- ・ 全養鶏農家に対し、随時情報を提供するとともに、異状時の早期通報や、飼養衛生管理対策（防鳥ネットの補修等や消毒）の徹底を図っている。

【教育庁】

- ・ 県立学校、私立学校及び国立学校に注意喚起を通知したほか、市町村長及び市町村教育委員会に対し、管下の幼稚園、保育所、小中学校、高校への周知を依頼した。